

牛肉骨粉等の養魚用飼料利用の評価に関する考え方

評価の考え方

牛肉骨粉等を含む養魚用飼料は、

・牛のSRM(扁桃及び回腸並びに30か月齢超の牛の頭部、脊髄及び脊柱)を除く部位を原料として製造される*。

H24.10.22付府食第931号
H25.5.13付府食第374号
牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに係る食品健康影響評価

人が摂取しても健康影響が無視できると評価した部位が原料となる。

※死亡牛を除く

魚の腸管経路でBSEプリオンが侵入・増幅することは困難で、BSEプリオンが増幅した魚を人が食品として食べることは非常に困難と評価した。

H19.10.4付府食第975号
豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価

牛肉骨粉等を含む養魚用飼料を摂取した魚を人が摂取した場合のリスクは、無視できる。

管理措置(交差汚染防止)

- ① 牛肉骨粉等の製造段階で、原料の分別収集、牛肉骨粉等以外の製造工程と完全に分離、製品出荷時に供給管理票の添付を義務付け。これら管理措置の実施状況を事前確認する制度の導入。
- ② 牛肉骨粉等を含む養魚用飼料の製造段階で、牛肉骨粉等を含まない飼料の製造工程と完全に分離、中間製品出荷時に供給管理票の添付を義務付け。これら管理措置の実施状況を事前確認する制度の導入。
- ③ 養魚以外の家畜に給与禁止の旨、使用上の注意の表示を義務付け。
- ④ 関係事業者及び牛農家等への立入検査の実施。

農林水産省は「BSE発生リスクを高めることがないよう、これらの管理措置を導入する」としており、現行の飼料規制等の効果に影響を及ぼすことは考え難い。